

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 道路位置の指定【建築都市局指導部建築審査課】2
- 大規模小売店舗の変更事項の届出（4件）【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】3
- 物品調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】12
- 道路の指定【建築都市局指導部建築審査課】13
- 農用地利用集積計画【産業経済局農林水産部農林課】14

◇ 雑 報

- 有料道路「若戸大橋」の料金の徴収期間の変更【北九州市道路公社】15

北九州市公告第560号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年8月21日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定年月日及び指定番号

平成30年8月21日 第654803号

2 申請者の住所及び氏名

北九州市小倉北区中井五丁目7番29号

美里建設株式会社 代表取締役 樽野建夫

3 指定した道路

道路の位置	道路の幅員 (m)	道路の延長 (m)
北九州市小倉北区足立二丁目15番25、15番27、15番30及び15番32	4.50	20.06

北九州市公告第561号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成30年8月21日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン黒崎
北九州市八幡西区西曲里町4番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者
三井住友ファイナンス&リース株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
代表取締役 橋 正喜
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ア 変更前
三井住友ファイナンス&リース株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
代表取締役 川村嘉則
イ 変更後
三井住友ファイナンス&リース株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
代表取締役 橋 正喜
- 4 変更の年月日
平成29年6月27日
- 5 変更する理由
代表者変更のため
- 6 届出年月日
平成30年8月9日
- 7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

北九州市八幡西区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成30年8月21日から同年12月21日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成30年12月21日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第562号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成30年8月21日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ファッションセンターしまむら一店
北九州市戸畑区一店二丁目2番地1
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社スピナ
北九州市八幡東区平野二丁目11番1号
代表取締役社長 前川義広
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ア 変更前
株式会社しまむら
埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号
代表取締役社長 野中正人
イ 変更後
株式会社しまむら
埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号
代表取締役社長 北島常好
- 4 変更の年月日
平成30年8月6日
- 5 変更する理由
代表者変更のため
- 6 届出年月日
平成30年8月6日
- 7 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課
- (2) 北九州市戸畑区千防一丁目1番1号
北九州市戸畑区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成30年8月21日から同年12月21日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成30年12月21日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第563号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成30年8月21日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザいとうづ

北九州市小倉北区上到津三丁目9番2号ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

芙蓉総合リース株式会社

東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号

代表取締役 辻田泰徳

JR九州フィナンシャルマネージメント株式会社

福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号

代表取締役 中野量太

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

芙蓉総合リース株式会社

東京都千代田区三崎町三丁目3番23号

代表取締役 辻田泰徳

他1者

変更後

芙蓉総合リース株式会社

東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号

代表取締役 辻田泰徳

他1者

イ 変更前

JR九州フィナンシャルマネージメント株式会社

福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号

代表取締役社長 佐伯圭介

他1者

変更後

JR九州フィナンシャルマネージメント株式会社

福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号

代表取締役 中野量太

他1者

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社大創産業

広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

代表取締役社長 矢野博丈

他5者

変更後

株式会社大創産業

広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

代表取締役社長 矢野靖二

他5者

4 変更の年月日

(1) 前項第1号ア 平成30年1月1日

(2) 前項第1号イ 平成30年6月28日

(3) 前項第2号 平成30年3月1日

5 変更する理由

代表者変更等のため

6 届出年月日

平成30年8月1日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市小倉北区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成30年8月21日から同年12月21日まで（日曜日、土曜日及び国

民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成30年12月21日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第564号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成30年8月21日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングパーク鞆ヶ谷レストランパーク
北九州市戸畑区東鞆ヶ谷町2番2号
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社スピナ
北九州市八幡東区平野二丁目11番1号
代表取締役社長 前川義広
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ア 変更前
株式会社積文館書店
福岡市南区大楠二丁目23番5号
代表取締役社長 松本敏明
他2者
イ 変更後
株式会社積文館書店
福岡市南区大楠二丁目23番5号
代表取締役社長 小口 聡
他1者
- 4 変更の年月日
平成30年8月6日
- 5 変更する理由
代表者変更のため
- 6 届出年月日

平成30年8月6日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市戸畑区千防一丁目1番1号

北九州市戸畑区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成30年8月21日から同年12月21日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成30年12月21日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第565号

次の物品について、一般競争入札により物品調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年8月21日

北九州市長 北橋 健治

1 調達内容	購入品目及び数量	学校給食用PEN食器 一式
	購入物品の仕様	仕様書に定めるとおり
	履行期限	平成31年3月29日
	納入場所	市の指定する場所
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	有資格業者名簿（注1）に記載されていること。
	所在地	有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
	実績	平成28年度以降において、北九州市（上下水道局、交通局、病院局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した1件160万円を超える物品等供給契約における指名の実績又は契約の履行実績（随意契約によるものを含む。）があること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注2）の毎日午前9時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書提出期間	この公告の日から平成30年9月3日まで（注2）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	平成30年9月11日から同月18日まで（注2）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月19日午前9時から午後2時まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	平成30年9月19日午後2時10分
7 入札及び契約に関する条件	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の5以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	入札方法	総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。
	電子入札案件	この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。
8 落札者の決定方法	契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。	
9 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
10 その他	(1) この調達に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書及び仕様書の交付は、第3項に示す場所及び期間において無償で行う。また、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載する。 (3) この入札に係る競争参加資格確認通知を受けていない者は、当該入札に参加することができない。 (4) 原則として、入札者名義のICカード（注3）を取得し、北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していること。 (5) この公告に関する問い合わせ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2017）とする。	
注1 北九州市物品等供給契約の競争参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。		
注2 この公告第3項から第5項までに規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。		
注3 北九州市電子入札用電子証明書（ICカード）登録要領第3条に規定するICカードをいう。		

北九州市公告第 567 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 4 号の規定による道路を指定したので建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 30 年 8 月 21 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定年月日及び指定番号

平成 30 年 8 月 21 日 第 944803 号

2 路線名

路線名	幅員 (m)	延長 (m)	位置
永犬丸則松 1 号線	5. 10	61. 35	北九州市八幡西区則松東一丁目 451 番 12
則松 87 号 線	5. 00～ 5. 86	34. 40	北九州市八幡西区則松東一丁目 451 番 12、451 番 13 及び 450 番 6

北九州市公告第568号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年8月21日

北九州市長 北 橋 健 治

（掲示により別紙省略）

北九州市道路公社公告第1号

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第4項の許可を受けた有料道路「若戸大橋」の料金の徴収期間を変更するので、同法第25条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年8月21日

北九州市道路公社理事長 吉 永 高 敏

変更前 供用開始の日（昭和37年9月27日）から平成39年12月6日まで

変更後 供用開始の日（昭和37年9月27日）から平成30年11月30日まで